主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士廬原常一の上告理由は別紙のとおりである。

論旨第一乃至第三点を通じて、原判決は憲法三二条、七六条に違反するという主張がなされているが、その内容は、原判決が事実を誤認し、又は法律の適用を誤つていると主張するに帰し、実質においては、憲法違反を理由とするものではないから、上告の適法な理由とはならない(昭和二三年(れ)四四六号、同年七月二九日大法廷判決、刑集二巻一一〇九頁参照)。その他の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	3	井	上			登
裁判官	3	島				保
裁判官	3	河	村	又		介
裁判官	3	小	林	俊		Ξ
裁判官		本	村	善	太	郎